はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、本校生徒の尊厳を保持するため、全教職員が一致協力するとともに、地域住民・家庭その他の関係機関との連携の下いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、以下の基本方針を定めるものである。

1 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)において,「いじめ」は,「児童等に対して,当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって,当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って行うことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

2 いじめ防止対策委員会の設置

本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は校長、教頭、事務室長、主幹教諭、生徒指導部長、生徒指導部学警連担当、保健厚生部長、保健厚生部担当、養護教諭、各学年主任とし、必要に応じてPTA代表、泉警察署、地区住民代表及び個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

本委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行い、加えて、いじめの相談・通報の窓口としての役割や、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有などを行う。また、いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割を担う。

3 いじめの防止等に関する取り組み

- (1) いじめの防止
 - ① いじめに対する共通理解
 - 職員全員のいじめの問題に対する取り組みの徹底を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議により共通理解を図る。
 - いじめの防止等に対する取り組み状況等についてチェックリストを作成し、計画的に点検を実施し、その結果を共有するなどして共通理解を図る。
 - 校長や教職員は、全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは決して許されない」という、いじめを許容しない雰囲気を学校全体に醸成し、生徒のいじめ未然防止への意識を高める。
 - ② 生徒指導の充実
 - 生徒をいじめに向かわせないための指導の基本は、「居場所づくり」や「絆づくり」である。生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - 生徒指導の三機能(自己存在感, 共感的な人間関係の育成, 自己決定の場を与える)を生かして, 集団の一員としての自覚や自信を育み, 互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることで, 生徒一人一人に自己有用感や自己肯定感を育む。
- (2) いじめの早期発見
 - ① いじめの認知

○ いじめは、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示すささいな変化や危険信号をも見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

② 実態把握と情報共有

- いじめの実態把握のため、以下の体制を整備し、いじめに関する情報を全教職員で共有する。
 - ・ 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒が日頃からいじめを訴え やすい体制を整備する。
 - ・ 保護者面談の実施や保護者用チェックシートを積極的に活用し、家庭で気になった様子等 について、保護者が抵抗なく相談ができる体制を整備する。
 - ・ 地域の方から,通学時の様子を寄せてもらえるよう,日頃から地域と連携を図り,地域の方々が連絡しやすい体制を整備する。
 - ・ 学校においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(県教育委員会、警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携を図り、情報の共有体制を構築する。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - いじめまたはいじめと疑われる行為は、その場でその行為を止める。
 - いじめと疑われる行為には、教員が早い段階から関わりを持つ。
 - いじめの被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先する。
 - 生徒または保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - 相談・発見・通報を受けた教員は、「いじめ防止対策委員会」に直ちにその情報を提供し、いじめであるかどうかの調査・判断を組織的に行う。
 - いじめの通報を受けた場合は、事実の有無にかかわらず、その事実確認の結果を県教育委員会に 報告する。
 - いじめであるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。
 - いじめの中には、教育的配慮や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要なものがある。
 - ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察に相談を する。
 - ・ いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報する。

② いじめを受けた生徒またはその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う際は、「あなたは悪くない」ということをはっきり伝え、自尊感情を高めることに留意する。
- いじめを受けた生徒の保護者には、迅速に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- いじめを受けた生徒の保護者に対して、事実確認のために聞き取り調査やアンケート等により 判明した情報について適切に提供する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

③ いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- いじめた生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動等を反省させ、将来に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 多くの生徒が被害と加害の立場の入れ替わりを経験するという調査結果を踏まえ、加害生徒が 相手側の生徒に意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまっている場合については、必ずしも厳 しい指導を行うとは限らないことに留意する。
- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- 学級, 部活動等の所属集団の構造上, 観衆・傍観者もいじめに荷担する行為であることを理解さ

せ、集団全体で話し合うなどして、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導を行う。

- ④ ネット上のいじめへの対応
 - ネット上の不適切な書き込みについては、被害拡大をさけるため直ちに削除する措置をとる。
 - 県教育委員会と連携してネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に取り組む。
 - ネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報手段を効果的に活用できる判断力や心構えを身につけさせるための情報モラル教育を充実させる。
 - 保護者にネット上のいじめの問題についての理解を啓発するとともに、併せてネット被害未然 防止のためにもフィルタリング機能の利用促進について理解を求める。
- (4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係わる行為が3ヶ月以上,止んでいること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは法第28条1項に記載されているもの(以下「重大事態」という)をいう。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事へ、事態発生について報告する。

- (3) 調査を行うための組織及び調査の趣旨
 - 「いじめ防止対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え組織的に 調査を行う。
 - 本調査によって、全教職員は事実に向き合い、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を 図る。
 - 報告・調査にあたっては、県教育委員会の指導・支援のもと、関係機関と適切に連携し、対応に あたる。
- (4) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ① いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合
 - いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
 - いじめられた生徒から十分聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査を行う。
 - 質問票の使用に当たり当該事案の事実関係が広く明らかになることで、被害生徒の学校復帰が 阻害されないよう配慮する。
 - ② いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合
 - 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議 し、調査に着手する。
 - 調査の方法は、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査などを行う。
 - ③ その他の留意事項
 - 調査の結果,重大事案であると判断した場合においても,未だ一部が解明されたに過ぎない場合があり得ることから,調査資料の再分析や,必要に応じて新たな調査を行う。(事実関係の全容が十分に明確にされたと判断できる場合はその限りではない)
- (5) 調査結果の提供及び報告
 - ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任 いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係 (いつ、誰から、どのような態様で行われたか、学校がどのように対応したか) について説明をし、適時・適切な方法で経過報告をする。
 - 情報提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分 配慮し、適切に行う。
 - アンケート調査に記入された内容をいじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることを、調査実施前に、調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
 - ② 調査結果の報告

- 調査結果については県教育委員会を通じて知事に報告する。
- 上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、調査結果報告にいじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書を添えて知事に送付する。

5 その他の留意事項

(1) いじめ対策年間計画

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的ないじめ対策年間計画を作成する。作成や実施にあたっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

(2) 組織的指導体制

いじめ問題への対応は、校長を中心に全職員が一致協力体制を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

「いじめ防止対策委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするためにも、日頃からこれらの対応のあり方について、全ての教職員で共通理解を図る。

(3) 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年 間指導計画に位置付けて実施する。

(4) 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無や その多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の 状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的取り組みの状況を評価し、評価結果を踏まえて取 り組みの改善を行う。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を評価する。

(5) 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめの 問題の重要性の認識を広げるとともに、保護者面談、家庭訪問や学校通信などを通じて地域や家庭との緊 密な協力関係を図る。

(附則)

- 1 この学校基本方針は、平成26年4月1日から運用する。
- 2 この改訂版の基本方針は、平成31年4月1日から運用する。